

新しい区長が決まりました

平成24年福崎町の区長が決まりましたのでお知らせします。

(2月6日現在、敬称略)

自治会名	区長名
田 原 地 区	
長 目	平田 量裕
中 島	牛尾 滉
西光寺	中井 肇
八反田	松本 隆義
吉 田	高岡 岩藏
西 野	生田 文幸
井ノ口	古河 守彦
北 野	埴岡 政晴
辻 川	釜坂 道弘
田 尻	松岡 宏信
大 門	三輪 和昭
加治谷	黒田 義孝
亀 坪	福永 正之
八 千 種 地 区	
南大貫	中田 光夫
東大貫	岡 重秋
西大貫	吉識 定和
余 田	西村 隆代
小 倉	難波 紀男
庄	難波 靖通
鍛冶屋	中塚 幹男
福 崎 地 区	
新 町	志水 保
馬 田	植岡 和彦
山 崎	大井 正英
駅 前	大杉 洋一
福 田	日野 利之
田 口	松岡 政行
板 坂	宮下 博
桜	大杉 武司
長 野	川端 泰平
神 谷	藤後 正巳
西 谷	大西 正誠
西 治	高橋 一成
高 橋	岩見 光男

(総務課)

4月からスタートします 兵庫県ゆずりあい駐車場

兵庫県では、だれもが安心して暮らし、元気に活動できる「ユニバーサル社会」をめざしています。

その一環として、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」を平成24年4月から開始します。

概要

障害のある方などのための駐車スペースの適正な利用のために兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度対象となる駐車施設

公共施設やショッピングセンター、病院など、「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画

対象施設は県のホームページで閲覧可能

です。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/shogaishashien/index.html>

「駐車禁止除外指定車標章」(公安委員会発行)は利用証として活用できます。

利用証の交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで歩行が困難な方

利用証の交付(3月15日から受付開始)

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、中播磨健康福祉事務所地域福祉課、役場健康福祉課にご提出ください。

詳しくは中播磨健康福祉事務所、役場健康福祉課に設置しているチラシ、県のホームページをご覧ください。

駐車区画用表示



利用証デザイン



(障害者、高齢者、
難病患者の方用)

(妊産婦、傷病人
の方用)

問い合わせ先

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課

☎078-362-4379

FAX 078-362-9040

Eメール shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp

地震に備え 家具の転倒防止などの対策を!

地震時には、家具や家電の転倒・落下によりケガをするだけでなく、転倒した家具等により避難路がふさがれることもあります。

近年発生した大地震では、3割～5割の方が家具・家電の転倒落下やガラスの飛散によりケガをしています。こうした被害は、家具や家電の配置換え、転倒防止器具の取り付けやガラス飛散防止シートの貼り付けにより、防ぐことができます。

3月は引っ越しの多いシーズンです。自宅やオフィスのレイアウト変更の際には、地震に備え、これらの対策にぜひ取り組んでください。



問い合わせ先

○兵庫県企画県民部防災計画課

☎078-362-9809

○役場住民生活課

☎22-0560(内線372)

福崎町公式ホームページでも、家具転倒防止対策を紹介しています。

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

町民便利帳【防犯・防災】>>地震>>日頃の備え

町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
平成22年度	(H23.3.31現在) 19,218人	千円 7,473,976	千円 194,563	千円 1,284,014	% 17.2	% 17.9

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支 = 歳入総額 - (歳出総額 + 翌年度へ繰り越すべき財源)

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成22年度	人 135	千円 497,872	千円 75,626	千円 172,748	千円 746,246	千円 5,528

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含まない。
2.職員数は平成23年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福 崎 町	316,769円	40.3歳	322,500円	51.0歳
国	327,205円	42.3歳	283,862円	49.5歳

- (注) 1.一般行政職とは特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、教育職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、調理員、作業員などです。
3.平成23年度福崎町のラスパイレ指数(国家公務員の給料を100として算出する)は99.7となっています。

4. 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分		福 崎 町	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,700円	302,500円	356,100円
	高校卒	212,700円	265,700円	302,500円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	町参事	課 長 課参事	課 長 課参事 副課長	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 査	主 事	主 事	
職員数 (人)	2	11	8	23	35	16	5	100
構成比 (%)	2.0	11.0	8.0	23.0	35.0	16.0	5.0	100.0
参考 1年前の構成比	2.0	12.0	7.0	24.0	35.0	16.0	4.0	100.0

- (注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

役場アルバイトの登録制度について

福崎町では、町が管理する施設(役場、保育所、給食センター等)で業務の一時的増加、職員の疾病、産休時に短期間でアルバイトを採用しています。

アルバイトは登録制になっており、採用時にはこの登録台帳により選考し、本人と契約します。

随時受け付けしています。希望者は総務課人事係(内線222)へ。

7. 職員の手当の状況

区分	福 崎 町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(平成23年度支給割合)	同じ
	期末手当 勤勉手当	
	6月期 1.225月分 0.675月分	
	12月期 1.375月分 0.675月分	
	計 2.60月分 1.35月分	
退職手当	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有	同じ
	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
	勤続20年 23.50月分 30.55月分	
	勤続25年 33.50月分 41.34月分	
	勤続35年 47.50月分 59.28月分	
退職手当	最高限度額 59.28月分 59.28月分	同じ
	その他の加算措置	
	定年前早期退職特例措置(2%~20%)	
	退職時の 特別昇給	
	無	
地域手当 (平成23年 4月1日現在)	平成21年度から制度廃止	同じ (制度はあるが 福崎町の区域は無支給)
管理職手当 (平成23年 4月1日現在)	技監18/100、町参事職17/100、 課長15/100、課参事11/100、 副課長10/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務 手当 (平成22年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 3.7% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 89,800円 手当の種類(手当数) 4 代表的手当 運転業務手当・衛生業務手当・現場作業手当など (平成23年度から感染症防疫作業手当を除き廃止)	異なる
時間外 勤務手当	22年度 支給総額 28,739千円 支給対象職員1人当たり年額 258,913円 21年度 支給総額 33,002千円 支給対象職員1人当たり年額 294,665円	同じ
扶養手当 (平成23年 4月1日現在)	配偶者 13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 年度始め満15歳~年度未満22歳の子加算額 5,000円	同じ
住居手当 (平成23年 4月1日現在)	借家居住者 月額12,000円以上の家賃を払っている職員 最高27,000円 自宅居住者 世帯主である職員に支給 2,500円	同じ 無
通勤手当 (平成23年 4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給 交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 2km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円 2,000円 ~ 24,500円	同じ 異なる

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。
2.普通会計を対象としています。

8. 特別職報酬等の状況

区 分		給料・報酬月額 平成23年4月1日現在	期末手当
給料	町 長	830,000円	6月期1.85月分 12月期2.05月分 計3.90月分
	副町長	673,000円	
	教育長	620,000円	
報酬	議 長	356,000円	給料・報酬月額に上の支給割合 を乗じた額が支給されます。
	副議長	265,000円	
	議 員	245,000円	

(注) 町長・副町長・教育長の給与減額措置
期末手当の役職加算(基礎額の10%)は平成20年度から
カットしています。

9. 定員の状況

部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			平成23年 の対前年 度増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年	平成23年		
一般行政 部門	議 会	3人	3人	3人	0人	1名を非常勤職員化
	総 務	28	29	28	1	
	税 務	9	8	8	0	
	民 生	38	42	42	0	
	衛 生	11	11	11	0	
	農林産	8	10	10	0	
	商 工	1	1	1	0	
	土 木	15	14	13	1	1名を教育部門へ移管
特別行政 部門	小 計	113	118	116	2	
	教 育	46	38	39	1	1名を一般部門から移管
普通会計	小 計	46	38	39	1	
	計	159	156	155	1	
公営企業等 会計部門	水 道	7	7	7	0	
	下水道	8	9	9	0	
	その他	10	10	10	0	
	小 計	25	26	26	0	
合 計	計	184	182	181	1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分
を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常
勤職員を除いたものです。

10. 定員適正化手法の概要

第4次の定員適正化計画においては、前計画で目標を
上回る減員となりましたが、行政サービスの低下につな
がらないよう住民のニーズに合致した行政体系を構築す
るとともに、地域主権改革に伴う事務量の増大や、経済
情勢や少子高齢化への対応など時代背景を把握しながら、
具体的には現業職の退職不補充、事務事業の広域行政
化、組織機構の改革、執務能率の向上等により職員の
定員適正化に努めます。

11. 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	H22年 (計画年)	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H27年 目標数値
一般行政	計 画		8					
	増減数							
	職員数	126	118	118	118	118	118	118
特別行政	計 画		3				1	
	増減数							
	職員数	41	38	38	38	38	37	37
公営企業等	計 画		2		1			
	増減数							
	職員数	24	26	26	25	25	25	25
合 計	計 画				1		1	
	増減数							
	職員数	191	182	182	181	181	180	180
合 計	実 績		182	181	0	0	0	
	職員数							

定員適正化計画は、平成22年度に第4次計画を策定し、平成27
年度を目標年として、取り組んでいます。第3次計画において10
人の減員目標に対し計画を大きく上回る19人の減員となりました
が、基本的に増員は行わず現状を維持しながら効率的な行政運営
に努めます。

問い合わせ先 総務課 人事係(内線221)

○詳しい内容は町ホームページに掲載しています。

平成24年度は評価替えの年です

固定資産税における縦覧のお知らせ

平成24年度の固定資産税評価の縦覧を福崎町役場税務課において、4月2日から行います。

縦覧のできる範囲（記載されている内容）

「縦覧帳簿」で他の土地や家屋の評価額についても縦覧が可能です。

土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間

平成24年4月2日から平成24年7月2日までの間（土、日、祝日を除く）

縦覧のできる方

土地価格等縦覧帳簿については、福崎町内に所在する土地に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

家屋価格等縦覧帳簿については、福崎町内に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

③縦覧の申請時には、本人確認のため、納税通知書、課税明細書または運転免許証等の本人確認ができる書類を提示してください。

納税者の代理人（同居の親族を除く）の方は、納税者本人の納税通知書か課税明細書または委任状が必要です。

固定資産課税台帳の閲覧について

自己の資産について記載された部分をいつでも確認することができます。

この閲覧は、納税義務者本人、納税義務者と同居の親族、納税義務者の代理人（委任状必要）または納税

管理人の方が閲覧することができます。

また、借地人・借家人は固定資産課税台帳のうち使用または収益の対象となる部分についても閲覧できます。

借地人・借家人が閲覧できる部分は次のとおりです。

借地人

借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

借家人

借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
なお、借地人・借家人が固定資産課税台帳を閲覧する場合には、借地人・借家人であることが確認できる書類が必要です。（。。契約書等）

納税義務者とその同居の親族以外の方が縦覧や閲覧をする場合は、委任状などに加え、窓口にとられた方の本人確認ができる書類も提示してください。

固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。

審査申出期間

納税通知書の交付を受けた日後60日までの間において、文書をもって審査の申し出をすることができます。

家屋をとりこわした場合は

とりこわし家屋報告書

家屋をとりこわした場合は必ずこの報告書を提出していただくこととなります。（当年中に建物滅失の登記をすまう場合は提出の必要はありません）この報告書には、とりこわし業者の証明及びとりこわし後の現況写真が必要となります。一部とりこわしの場合とはとりこわし面積と、残存面積がわかるもの（平面図など）も添付してください。

報告書を提出されなかった場合、家屋をとりこわしているのにも関わらず、固定資産税が賦課され続けることも起こり得ますので十分ご注意ください。

未登記家屋の名義を変更した場合

未登記家屋名義変更申請書

相続、売買、贈与等で未登記家屋の所有者が変わった場合には、この申請書を提出していただくことになります。登記をしている家屋は、所有権移転登記をすれば、法務局からの通知で把握でき、所有者を変更することができですが、未登記家屋はこの申請書を提出していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず提出してください。

必要添付書類

相続 遺産分割協議書等相続を証する書面（写）

印鑑証明書（新所有者）

売買 売買契約書（写）印鑑証明書（新旧所有者）

贈与 贈与証書等（写）印鑑証明書（新旧所有者）

建物を特定する写真、図面等が必要となる場合もあります。

町外在住の方が、において新名義人となる場合、住民票抄本が必要です。

問い合わせ先 税務課 資産税係
（内線 344・345・346）

平成24年度

し尿くみ取りカレンダー

保存版

地区名	八反田・西野・西野野垣内 長目・上中島・西光寺・	井ノ口・北野・加治谷・亀坪	中島・吉田	辻川	田尻	大門	余田・小倉・庄・鍛冶屋 南大貫・東大貫・西大貫・	馬田	新町	山崎	駅前	福田	田口・板坂・桜・長野・神谷	西谷・西治・北ノ岡団地・高橋
4月	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	10(火)	12(木)	13(金)	16(月)	18(水) 19(木)	20(金) 23(月)	24(火) 25(水)	26(木)	27(金)
5月	1(火)	2(水)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	14(月)	15(火)	17(木) 18(金)	22(火) 23(水)	24(木) 25(金)	29(火)	31(木)
6月	1(金)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	11(月)	12(火)	14(木)	15(金)	19(火) 20(水)	21(木) 22(金)	25(月) 26(火)	28(木)	29(金)
7月	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	10(火)	11(水)	13(金)	17(火)	19(木) 20(金)	23(月) 24(火)	25(水) 26(木)	30(月)	31(火)
8月	1(水)	2(木)	3(金)	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	17(金)	20(月) 21(火)	23(木) 24(金)	27(月) 28(火)	30(木)	31(金)
9月	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	11(火)	13(木)	14(金)	18(火) 19(水)	20(木) 21(金)	24(月) 25(火)	27(木)	28(金)
10月	1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	10(水)	11(木)	15(月)	16(火)	18(木) 19(金)	22(月) 23(火)	25(木) 26(金)	30(火)	31(水)
11月	1(木)	2(金)	5(月)	7(水)	8(木)	9(金)	12(月)	14(水)	15(木)	19(月) 20(火)	21(水) 22(木)	26(月) 27(火)	29(木)	30(金)
12月	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	11(火)	13(木)	17(月)	18(火) 19(水)	20(木) 21(金)	25(火) 26(水)	27(木)	28(金)
1月	4(金)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	15(火)	16(水)	17(木)	21(月) 22(火)	23(水) 24(木)	28(月) 29(火)	30(水)	31(木)
2月	1(金)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	12(火)	13(水)	15(金)	18(月) 19(火)	20(水) 21(木)	25(月) 26(火)	27(水)	28(木)
3月	1(金)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	11(月)	12(火)	13(水)	14(木)	18(月) 19(火)	21(木) 22(金)	25(月) 26(火)	28(木)	29(金)

- くみ取りカレンダーにより、計画収集します。計画収集を希望する方は、役場へお申し込みください。印鑑をご持参ください。
(計画収集の方を優先しますので、随時で申し込みの方は、遅れる場合があります。)
- くみ取り手数料は、必ずくみ取り券で支払ってください。
- 収集の当日は、バケツ2～3杯の水を用意し、作業がしやすいようにしてください。
- 計画収集の変更・中止をする場合は、必ず役場で手続きをしてください。印鑑をご持参ください。

* くみ取り券販売所 *

- 福崎町役場(町金庫)
- 福崎町指定金融機関
- 福崎町指定代理金融機関

中島	マツヤ書房	馬田	前田ストアー
辻川	靴とはきもの 木村屋	山崎	楠田商店
庄	牛尾商店		

申し込み・問い合わせ先 《福崎町役場 住民生活課 ☎22-0560 内線373》